平成２４年（フ）第６９１８号
大阪市東成区中本１丁目７番23号
債務者　東　　光英
1　決定年月日時　平成25年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６９２３号
大阪府四條畷市江瀬美町15番33号
債務者　西村　　孝
1　決定年月日時　平成25年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６９３３号
大阪府門真市三ツ島１丁目３番25号、前住居表示大阪府門真市大字桑才304番地の２
債務者　石井　沙樹
1　決定年月日時　平成25年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１６８号
大阪市平野区加美北８丁目９番１―110号
債務者　角田　智之
1　決定年月日時　平成25年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２６４号
大阪市大正区三軒家東５丁目９番５号
債務者　大江　義則
1　決定年月日時　平成25年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２７０号
大阪府摂津市正雀本町１丁目31番13―401号
債務者　原田　康成
1　決定年月日時　平成25年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２９２号
大阪市淀川区十三元今里１丁目４番21号　メゾンラフォーレ601号
債務者　岸上　佳代
1　決定年月日時　平成25年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３２２号
大阪府大東市三箇１丁目２番34号
債務者　西村二三夫
1　決定年月日時　平成25年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３４９号
大阪市平野区加美西２丁目７番１―413号
債務者　木曽千香代
1　決定年月日時　平成25年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３５４号
大阪市福島区吉野４丁目８番５号
債務者　長谷川　仁
1　決定年月日時　平成25年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３６５号
大阪府寝屋川市香里新町25番14―914号
債務者　松本　洋子
1　決定年月日時　平成25年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３７２号
大阪府茨木市橋の内３丁目７番24号　大石文化２階
債務者　近藤　浩弐
1　決定年月日時　平成25年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３号
広島県福山市南松永町２丁目12番８―506号　南松永レジデンス、旧住所広島県尾道市山波町3136番地
債務者　宮本　和明
1　決定年月日時　平成25年２月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月10日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２５年（フ）第４号
広島県福山市沼隈町大字中山南323番地３、旧住所広島県東広島市河内町中河内865番地１
債務者　神川　由香（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成25年２月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月10日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２５年（フ）第３号
高知県四万十市中村桜町10番地２
債務者　門田二三代
1　決定年月日時　平成25年２月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月10日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２５年（フ）第６号
熊本市北区清水亀井町４番12号　平江荘103、前住所熊本市西区池田２丁目７番32―203号　グリーンヒルズ池田203号
債務者　竹原優一郎
1　決定年月日時　平成25年２月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月10日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第２６号
熊本市南区御幸笛田１丁目18番10―201号　大恵アパート201号
債務者　伊藤　英雄
1　決定年月日時　平成25年２月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月10日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第３２号
熊本県菊池郡菊陽町花立３丁目11番12―302号　サンライズ花立、前住所熊本市龍田２丁目39番10号
債務者　髙本　政至
1　決定年月日時　平成25年２月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月10日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係